



特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 西成区菘之茶屋 1-5-4 電話:06(6630)6060

広い意味でのホームレスが過半数

野宿生活予防 | | 9 番相談内訳

知人宅同居 6 件

雇用保険受給終了	1 件
病気	2 件
倒産・解雇	2 件
ひきこもり	1 件

先行き不安 16 件

雇用保険給付金受給中	2 件
倒産・解雇	5 件
高齢に伴う生活苦	3 件
再就職次の給料までの..	2 件
他	4 件

家賃滞納 3 件

高齢・廃業	1 件
解雇	2 件

野宿生活 9 件

雇用保険受給終了	2 件
年金 (3 万円)	1 件
解雇・病気	6 件

入院中 2 件

救急入院	2 件
------	-----

「野宿生活予防相談窓口」の短期間設置

を、この「NPO 釜ヶ崎通信・広報版」や新聞・ラジオで広報したところ上記の相談がありました。野宿一步手前の方が、実際に沢山存在することが、立証されたと思います。

雇用保険給付金受給終了・年金 3 万円で野宿の現実

野宿生活 9 件	平均年齢 47.4 歳	野宿期間平均 7.2 ヶ月
大阪 5 件	50・51・31 各 1 人 42 歳 2 人	1 ヶ月 2 人・3 ヶ月 2 人・1 年 1 人
吹田 1 件	39 歳	1 年半
八尾 1 件	55 歳	10 ヶ月
富田林 1 件	52 歳	1 ヶ月
西宮 1 件	65 歳	4 ヶ月

偶然のことですが、大阪市内で野宿している 2 人の 42 歳男性は、ともに雇用保険給付をもらいきっても再就職することができず、野宿することになり、野宿生活の期間も同じ 1 ヶ月でした。吹田で野宿する 39 歳男性は、アトピー性皮膚炎を理由に解雇され、その後再就職できず、1 年半も野宿を余儀なくされています。

西宮（武庫川）で野宿する 65 歳男性は、元々豊中で、3 万円の年金とシルバー人材などの仕事で生活していましたが、仕事がなくなり、年金だけでは生活できないため豊中市役所に相談しましたが、相談にのってもらえず、服部緑地で野宿を始めたということでした。八尾の 55 歳男性は、仕事を失い家賃滞納でテント生活することになったのですが、「野宿生活予防 119 番」のお知らせを新聞で見、同じように家賃滞納で野宿になる人が多いことを知って、自分一人ではないと勇気づけられたとっていました。



同居先が倒産・雇用保険が切れる・高齢で家業が..

知人宅同居など	55歳・女性・東大阪	10年前から病気がちとなり、お金がなくなった。1年前から家を出て、トランク一つで転々としている。
	59歳・男性・?町	目が悪くなって働けなくなり、蓄えがなくなった。2年前より知人宅で世話になっている。知人の会社が倒産し、知人宅を出なければならなくなった
	35歳・男性・大阪	雇用保険受給終了後アルバイトでつないだ。現在は友人宅に1ヶ月。友人が引っ越すため居場所がなくなる。所持金1万円。
	50歳・男性・大阪	失業中。父親の所に居候状態。日払いで即仕事に就けるところはないか。
	43歳・男性・羽曳野	自営業を廃業。借金返済・離婚に向けて話し中。現在妻の実家に同居しているが、すぐに出なければならない。
	?歳・男性・高石	兄は元々不登校・引きこもりで、数年前に母親が亡くなるまでは母親が面倒を見ていた。現在まで1年間妹が援助。
家賃滞納	41歳・男性・大阪	商売に失敗。妻子は実家。債務は銀行との間で返済を続けているが、かなり返済が困難となってきている。体調が悪く、一旦会社に入ったが、「健康診断」でひっかかり退職。
	66歳・男性・大阪	一年前まで自営業。息子が一人いるが結婚しており、別世帯で、援助を求められない。夫婦とも年金がない。
	58歳・男性・大阪	昨年12月会社(営業)をリストラされた。求職期間中家賃滞納となった。1月19日に就職。給与の支払いは月末締めで2月10日払い。どうにかつなぎを。

安定した住居を失い人の居所に同居したり、家賃滞納で居所を失う事態が差し迫っているほどでないにしても、不安で「野宿生活予防119番」に電話してきた人たちもいます。夫が兄と共同経営していた会社が倒産、借金の連帯保証人となっていたために、家や自家用車を売らなければならないと聞いて不安に駆られている人。ヘルパーの仕事で収入が6万円しかなく、貯金を取り崩し続けている59歳男性。老夫婦で続けるクリーニング屋がうまくいかず、生活が成り立たないと途方に暮れる62歳女性。今日、出社したらタイムカードがなく、解雇を言い渡されてあわてて電話してきた男性。電話がなかった件数の数倍、いや数百倍、ひよっとすればもっと多くの不安があるのでは…。

離職者支援資金＝8千人が相談・・・貸付けは509人

厚生労働副大臣を座長とする厚生労働省内プロジェクトチームの「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告書」（平成14年1月7日）は、「低所得者には、高齢者・障害者・母子家庭・ホームレスなど多様な類型があり、現行制度でも要援護者ごとに多様な生活支援が行われている。所得保障、福祉サービスが提供されるとともに、働く意欲と能力のある人の自立を支援するためのサービスが提供されている。」として、生活保護制度・生活福祉資金貸付制度・母子家庭対策・障害者対策・高齢者対策・ホームレス対策・雇用対策の概要を紹介しています。その上で、「低所得者が福祉貸付により生活ができるようにするため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。」「平成13年度の総合雇用対策の一環として、雇用保険制度の枠外にある自営業者及びパート労働者の失業や、雇用保険の求職者給付期間切れにより生計の維持が困難となった失業者の世帯に対し、一定の条件のもとに生活資金を貸し付ける制度（離職者支援資金）を創設する」としていました。

しかし、実態は、2003年2月11日朝日新聞（朝刊・大阪）によれば、『失業率が全国最悪レベルの大阪府の社協は100億円の貸付原資を持つ。これまでに8千件を超える相談が失業者から寄せられたが、実際の貸付額は計6億4千万円（509人）だ。10日に公表された同社協に対する包括外部監査の結果も「府からの補助金の効果が発揮されているとは言い難い」』ものです。

生活福祉金も2～3万円が1回借りられる程度です。野宿生活者の自立支援と共に、予防の制度も確

立されなければなりません。そうでなければ、「ホームレス」は増え続けるばかりです。

NPO 釜ヶ崎通信・広報版

2003(平成15)年3月1日9号

<http://www.npokama.org>
npokama@npokama.org

郵便振り込み口座
口座番号＝00900-1-147702
口座名＝釜ヶ崎支援機構